

水道管凍結にご注意を

朝夕の冷え込みが一段と厳しくなり、水道管の凍結が心配な季節となりました。天気予報などを参考に、翌朝冷え込みそうなときは水道管の水抜きを行ってください。

◎水抜きの操作手順

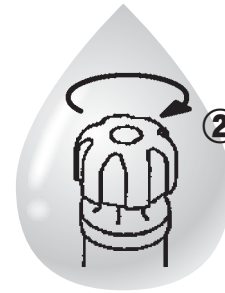
水抜きは①家中の蛇口を全部閉める②水抜き栓を完全に閉める③蛇口をいっぱいにする——の順に行います。この際、水道管に水が残ったり漏水したりすることを防ぐため、水抜き栓や蛇口の開閉はしっかり行いましょう。※仮設住宅の水抜き栓は、形式がそれぞれ違うので、県仮設住宅保守管理センター（☎0120-766-880）にご確認ください。

◎誤って水道を凍らせてしまったときは

水道管（保温筒などは取り外す）や蛇口にタオルなどの布を巻き付け、上からゆっくりお湯を掛けて温めてみてください。解凍できないときは水道工事に依頼してください。

▷水道工事店 ▶山田ガス（☎82-2986）▶（有）斎藤設備（☎86-3373）▶篠澤管工業（有）（☎84-3644）▶（有）佐藤建業（☎82-9832）▶（有）最上商店（☎86-2622）▶木村水道工事店（☎82-2430）▶（株）堀合建設（☎82-5151）▶鈴木設備（☎82-3462）▶（有）木下建設（☎82-

①蛇口を全部閉める



②水抜き栓を閉める



③①で閉めた蛇口を開ける

2520 ▶サト一設備（☎82-0126）▶（有）菊池重機（☎84-3091）▶越田工業（☎82-0494）▶（有）港建設（☎84-3939）▶上野建設（有）（☎82-5106）

◆問い合わせ 町上下水道課（☎82-3111内線251、252）へ。

操作手順

固定資産税に関する届け出はお済みですか

家屋を解体したときや固定資産税の震災特例を受けるときには届け出が必要です。忘れずに届け出をお願いします。

■家屋を解体・名義変更した場合

家屋を解体したときや売買や相続などで未登記家屋の名義を変更したときは町税務課へ届け出が必要です。年末までに手続きをしてください。届け出が無い場合はそのまま課税となる場合がありますのでご了承ください。なお、登記による異動がある場合、届け出は不要です。

■被災した固定資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。被災代替住宅用地の特例については、住宅用地取得後すぐに住宅を建築しない場合に申告が必要です。※被災代替償却資産の特例申告は、毎年1月に受け付ける固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆申告先・問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114、118）へどうぞ。

◆固定資産税の震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続のあったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	平成33年3月31日		平成28年3月31日
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間